

## 第 175 回練馬区緑化委員会 会議の記録

### 環境部みどり推進課管理係

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 委 員：横田樹広 飯田晶子 佐藤留美 内野聡美  
上月とし子 関洋一 高桑力也 花野耕一  
井口良男 福島孝人 木内幹雄 中村文俊  
しばたさちこ のださちこ 吹田ひでとし  
山崎まりも  
区職員：都市農業課長 環境課長 都市計画課長  
開発調整課長 道路公園課長  
事務局：環境部長 みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 次 第 1 開会  
2 第 23 期練馬区緑化委員会委員委嘱および区職員出席者紹介  
3 会長・副会長互選および挨拶  
4 緑化委員会について  
5 報告事項  
(1)保護樹木の新規指定について  
(2)保護樹木の指定解除について  
6 その他
- 7 会議内容

事務局 ただいまから第 175 回練馬区緑化委員会を開催いたします。  
本日は第 23 期での初めての委員会になります。まず、環境部長から挨拶申し上げます。

環境部長 第 23 期の初回ですので、一言ご挨拶させていただきます。  
区は、今年の 3 月にみどりの総合計画を改定し、また第 3 次のアクションプランを策定したところです。これ

らの計画に基づき、事業の展開に取り組んでいきたいと考えています。

委員の皆様の見解もいただきながら、練馬区のみどり施策を前に進めていきたいと思っております。

今期もよろしく申し上げます。

事務局

次第の2、第23期練馬区緑化委員会委員委嘱および区職員出席者紹介をします。

本日、委員会の会長・副会長を選任していただきますが、それまでの間、事務局で委員会を進行いたします。

それでは、第23期練馬区緑化委員会委員の委嘱をいたします。

大変恐縮ですが、委嘱状は机上に置かせていただきました。委員名簿順にお名前を紹介し、委嘱に代えたいと思います。

(新任委員の紹介)

事務局

続きまして、事務局を除きます区職員出席者を紹介します。

(区職員出席者の紹介)

事務局

委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員は15名です。委員の過半数が出席していますので、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に基づき、本委員会は成立しています。

本委員会での発言については、発言者の個人名を付した上で、会議録をホームページおよび区民情報ひろばにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。

では、次に次第の3、会長・副会長の選任に入ります。

会長・副会長の選出については、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の施行規則第5条第2項に基づき、互選で進めます。

まず、会長の選出です。

( 「事務局一任」 の声あり )

事務局

事務局一任との声をいただきました。

事務局としては、前期に副会長として円滑に当委員会を運営していただいた横田委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

( 拍 手 )

事務局

それでは、横田委員を会長に決定いたします。  
以降の進行は、会長にお願いします。

( 会長挨拶 )

会長

それでは、副会長の選任を行います。  
何か意見はありますか。

( 「会長一任」の声あり )

会長

私としては、飯田委員に副会長をお願いしたいと思います。  
いかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

会長

飯田委員を副会長に決定します。

( 副会長挨拶 )

会長

次に次第の4、緑化委員会について事務局より参考資料の説明をお願いします。発言につきましては着座のままです。

事務局

本委員会の位置づけ等について説明します。

はじめに、位置づけについてです。本委員会は、みどりの保全、創出に関する重要な事項を調査審議するために、区長の附属機関として条例に基づき設置しています。

次に、所管する事項です。

まず、区長の諮問に応じ、調査審議を行います。

1つ目は、みどりの基本計画の策定および変更についてです。こちらが本委員会における主たる議題となってい

ます。令和元年度から10年間の計画となっておりまして、昨年度、計画期間の中間年度に伴い、一部改定を行いました。

2つ目以降については、案件がある場合の事項になります。

次に組織についてです。委員は20名以内と条例で定めています。

続いて開催の時期についてです。年間3回を予定しています。

会長

次に、報告事項に移りたいと思います。

次第の5、「(1)保護樹木の新規指定」について説明をお願いします。

事務局

前回の緑化委員会以降、新たに指定した保護樹木は、8か所、48本です。

なお、地表から1.2メートルの高さで幹周1.5メートル以上で、成育環境など一定の要件を満たす樹木を保護樹木として指定しています。

剪定費用の補助など、維持管理に係る支援をすることで、所有者に適切な育成・保全を進めています。

1番は、向山3丁目の私有地内のソメイヨシノです。

2番から4番までは、豊玉中2丁目のマンション敷地内のヒマラヤスギ3本です。

5番から13番までは、豊玉南3丁目のマンション敷地内にあるソメイヨシノ9本です。

続いて、14番と15番は、下石神井4丁目地内のケヤキです。

16番から19番は、東大泉1丁目の私有地内のケヤキ2本とクス2本です。

20番から32番は、関町南4丁目のマンションの敷地内のサワラ4本、ケヤキ4本、イチョウ3本、ソメイヨシノ、クスノキそれぞれ1本の計13本です。

33番と34番は、大泉学園町内の私有地のアカマツ2本です。

35番から48番までの14本は、石神井台の神社のケヤキ、イチョウ、カエデ、マツ、サワラ、シイ、アオギリの計14本です。

いずれも、調査の結果、条件を満たしていたため、保護樹木として新規指定しました。

なお、今年4月から剪定費用の補助の上限額等を拡充いたしました。区報などで周知したこともあり、今回かなり多くの新規指定をしました。引き続き、保護樹木の指定につながるよう周知も図っていきたいと考えています。

会長 何か質問、意見等がありますか。

A委員 今年4月から、上限が上乘せされたことについて、喜びの声をたくさん聞いています。

追加された方は、この制度の充実があったため、新規指定の申請を行ったとのこと。

所有者に大変喜ばれ、かつ、剪定業者からも適正に剪定されるようになったと喜びの声が届いています。練馬のみどりを守っていく姿勢が感じられたと思っています。

新規指定が多くなることは良いことだと思いますので、ぜひこれからも周知に力を入れていただきたいです。

会長 ほかにいかがですか。

B委員 今回48件が新規指定がされたということですが、この指定の手続の中で、保護樹木に指定され、すぐに指定から外れてしまうといったリスクはありますか。

指定の流れの中で、例えば樹木医に見てもらい、木の状態がどうなっているかなどは、確認されないのでしょうか。

みどり推進課長 保護樹木の新規指定は、所有者からの申出に基づいて指定しています。

相談の段階で、樹木の状況等も含めた状況について確認しています。市街地の中にある樹木は、位置が道路際や近隣に近いと、周辺にお住まいの方からの声で伐採する可能性もあります。

そういった状況等も確認したうえで、長く所有・保全を図っていく意思も確認し、指定しています。指定の段階で、樹木医等の専門家による診断は行っていません。

保護樹木として指定しますと、おおむね5年から7年の周期で、樹木医等の専門家による樹木の状況等の診断をしています。

目に見えるところ以外、中の腐朽の状況も含めて、専門家の話を聞きながら、保全につなげています。また危険なものについては、大変残念ですが、危険排除の観点からも早期の伐採をしている状況です。

B 委員

保護樹木に新規指定をされて、すぐに指定解除になってしまうことがあれば、当然それは残念なことだと思います。

ただ、倒木などがあれば、それは大きな事故につながってしまうこともあるので、仕方がないケースもあると思います。

新規指定の数を増やしていくことが大切だと思います。今回、剪定費用の拡充等もあって、新規指定が48件と非常に多くなっているので、引き続きお願いしたいと思います。

会長

ほかによろしいですか。

C 委員

指定を目指そうとしたが、指定されなかったものがどれぐらいあるのか、指定されなかった主たる理由がどういふものなのか知りたいと思います。

これが分かれば、指定を受けるためには、どういう条件が整っていないといけないのか等、前もって分かるので、指定を目指している樹木は、こういうところに気をつければ、指定されると思います。

そういうことを理解することで、指定されるぐらいのしっかりした樹木のメンテナンスを行うことができると思います。

みどり推進課長

指定の際には、区で所有者と話をしています。

残念ながら指定に至らないケースは、1つは、要件として、地表から1.2メートルの高さで、幹周1.5メートル以上の樹木としていますが幹周が足りていないケースがあります。

また保護樹木として健全に育成していくことを一つの

目的としていますので、樹勢がよくなく、腐朽が見た目で分かるものや、これまでにかなり強く剪定してしたため、樹形が望ましくないものに関しては、指定に至っていません。

副会長

保護樹木の本数を増やしていくという考えに、費用の拡充ということが一つあり、今回、成果が出てすばらしいと思います。

もう一つの方法としては、幹周 1.5 メートルという基準を下げていくということも考えられ、杉並や中野が 1.2 メートル、武蔵野市が 1.3 メートルです。1.5 メートルのところも非常に多いのですが、1.5 メートルよりも下げている自治体もある中で、今後、練馬区も考えていくのか伺います。

全ての樹種で 1.5 メートルではなくて、樹種を限って、緩和していくという考え方もあると思います。ケヤキなどの割と幹周が大きくなりやすい木もありますが、例えばその武蔵野の林として重要なシラカシやアラカシなどは、成長がすごく遅いので、なかなか 1.5 メートルに達しない、100 年たっても 1.5 メートルに達しないような樹木もあります。

しかし、武蔵野を代表する樹種として非常に大切なので、どういう樹林、樹木を残していきたいのかを考えると、1.5 メートルではなくて、例えば 1.2 メートルにするなど、緩和ということも考えられると思います。その点についていかがでしょうか。

また、今、選定されている 1,183 本の樹木は、どういう樹種が指定されていますか。

みどり推進課長

まず、要件の考え方です。練馬区においては、地表から 1.2 メートルの高さで、幹回り 1.5 メートル以上と樹種に限らず、一律で定めています。

現行のこの考え方においても、約 1,200 本の樹木を健全にしっかり守っていくため、様々な支援をしています。

今年度より剪定補助額の拡充の要件として、上限額を約 2 倍にしました。

これに伴い、現行、予算額のベースを、これまで約 1,400 万円だったものを約 2,500 万円に拡充して進めています。

また、練馬区の保護樹木については、金銭の支援だけではなく、所有者が安心して保全をしていけるように、例えば樹木が倒れて第三者に損害を与えたときの損害賠償責任保険に区で加入したり、台風等といった災害のときにも、個人で対応することは難しいと思いますので、区で剪定したり、倒木したものの処理等もしています。

また最近では、大きな木を持っていますと、落ち葉は皆さんの大変なお困り事ですので、一部ではありますが、地域でボランティアの方を集めての清掃作業といった多面的な支援を行っています。

こういうところも含め、大きさがどの程度が適切かも検討していく必要があると考えています。

また、マツの木などは比較的細くて高く伸びていきますので、幹周が1.5メートルになることがなかなか難しいといった樹種もあります。今後そういったところも検討していく必要があると考えています。

指定樹木の樹種ですが、指定で一番多いものは、ケヤキです。次いでシラカシ、スダジイです。

詳細については、改めてお示ししたいと思います。

会長                   ほかによろしいですか。

今の樹種などに関連して、地図というのは、どこかで目に見える形になっていますか。分布に関して、現状でよいので教えてください。

みどり推進課長   地図上の表記については、公表しているものはないですが、住宅地図上でプロットしたものや、GIS上で情報管理をしています。

会長                   17番から19番の竹林が組み合わさっていますが、ここはどのような竹林かを教えてください。

みどり推進課長   こちらは、大きなお屋敷の屋敷林で、屋敷の中にある樹木です。

会長                   ほかにいかがですか。

副会長               先ほど、保護樹木の予算を1,500万円から2,500万円



に増額されたという話でしたが、この費用の中に森林環境譲与税の費用は含まれていますか。練馬区では、この税金をどのように使っていますか。

民有地の樹林や樹木を守るということが、一つの目的だと思っているので、ぜひこうしたことに使っていただきたいと思いますが、どのように使われているか教えてください。

みどり推進課長 森林環境譲与税は、今年度から環境税として徴収しているものです。練馬区においても、保護樹林・保護樹木の剪定費に係る補助金に充当するなど森林環境譲与税を活用しています。

またそれ以外にも、市民緑地や憩いの森に関する維持管理費や区民管理の啓発に関する費用にも活用しています。

会長 続いて、「(2) 保護樹木の指定解除」について説明をお願いします。

事務局 前回の緑化委員会以降、保護樹木の指定解除は、4か所、4本です。そのうち3本の解除理由は、腐朽となっています。

保護樹木については、樹木医による健全度の診断を5年程度の周期で行っています。

こちらの3本の樹木は、その診断の中で樹木の中の腐朽が進み、空洞化が進んで倒木の恐れがあるので、指定を解除し、伐採となったところです。

会長 何か質問、意見等がありますか。

D委員 保護樹木の資料2の指定番号2207ですが、令和5年5月12日に保護樹木として、一定の条件を満たし認定されたと思いますが、解除が令和6年4月26日で、1年弱しかもたなかった経緯を教えてください。

みどり推進課長 指定番号2207のシイの木は、昨年度に新規指定しました。

新規指定の際には区の職員による外観等の診断をした

上で、指定しました。

場所は、中村にある富士見中高の敷地内で、このタイミングで合わせて 11 本の指定をしました。

令和 6 年度に、樹木医による状況の調査をし、うち 1 本については、腐朽が進んでいることが確認された状況です。

D 委員 腐朽のためというと、腐朽菌が関係していると思います。シロアリ、バクテリア、カビなどありますが、腐朽に至った原因の菌は何になりますか。

みどり推進課長 菌の種類までは分かりませんが、基本的に根や枝の切り口といった樹木の傷口から菌が入り込んでしまいます。ほとんどの樹木自体が、この菌というものを抱えていて、この腐朽が進むかどうかは、まさに樹木の健全度に関わってきます。

腐朽については、樹木の芯の部分が腐ってくるもので、外観上の枝ぶりや葉っぱが茂っている状態と必ずしも比例するものではないので、葉っぱが茂って青々していても、中の腐朽が進んでいるということは実際よくあります。

そのため、外観上の診断だけでなく、必要に応じて木の中の状況等も診断し、樹木の健全度を確認しています。

会長 ほかにいかがですか。

C 委員 1 番の 2207 の木以外に十何本指定したのがあると話がありましたが、この 1 本が駄目で、ほかの十何本は検証されましたか。

あるものが駄目だと、ほかへの影響はないのか。土壌で何か問題があるのではないか。複合的な要因をいろいろ考えてしまいます。その辺の影響度については、検証されましたか。

みどり推進課長 今年度実施した樹木の診断においては、この木の周りの保護樹木についても同様に診断を行い、状況は良好でした。

菌については、樹木自体は菌を持っていますので、木

の健全度は、どうしても個々の状況にもよります。

そもそも土壌が悪くてというケースもありますが、練馬区においては、大抵が個々の樹木の状況に応じて対応していかなければならないものが多いと認識しています。

会長 樹木診断でナラ枯れは、最近はいかがでしょう。何か傾向の変化などはありませんか。

みどり推進課長 ナラ枯れについては、最近はあまり出てきていません。

会長 昨今多い問題ですので、出てきたときの対応は、これからまた検討をしていく必要があると思います。  
ほかによろしいですか。

E 委員 3番、指定番号では1777の東大泉4丁目のケヤキの件です。指定から約6年、このケヤキの生育度合いはよく分かりませんが、最初からこのブロック塀はあったのですか。どういう形でブロック塀とバッティングしてしまったのですか。これはもう伐採するしかないのですか。  
非常にもったいない。残す方法はないのか、状況等について教えてください。

みどり推進課長 ケヤキが大きくなってきて、根が張って出てきたことに伴い、ブロック塀を押してしまった状況です。

今回この1件ですが、区内においても、市街地の中にある大きな樹木が、塀や建物にかかってしまったという案件は非常に多いです。市街地化が進む中で、塀や建物が建て詰まっていることが、大きな原因と考えています。

今回においても、そういった状況で、当然ブロック塀を倒してしまうというわけにもいきませんので、やむを得ないものと考えています。

この所有者にも、伐採後の別の場所に補植し、樹木を残して欲しいといった話をしてしています。

指定解除する樹木については、代替の植樹も含めて話をしてまいります。

会長 ほかはいかがですか。

F 委員                   先ほど会長から、ナラ枯れの話がありました。屋敷林などではナラ枯れになるような木は少ないかもしれませんが、樹林地、コナラやクヌギなどの雑木林と保護樹林として指定されているようなところについては、今、ナラ枯れの被害はどうなっていますか。

みどり推進課長       区で管理している憩いの森などにも、コナラ等の樹木がありますが、現状、ナラ枯れは出ていません。

                          2年程前にナラ枯れが出てきたときに、樹木の保全のため、木の周りにビニールを巻く等試してきました。この樹木自体は、現状も健全に保っています。

                          ただ実際これまでもナラ枯れの兆候が出てきた樹木については、伐採して、さらなる広がりが出ないように抑えるといった対処をしているのが現状です。

F 委員                   今どの自治体でもナラ枯れで非常に悩んでいます。優先的に伐採といっても、かなりお金がかかるので、木を囲ってしまう。そうすると、使う緑地の面積が減ってしまうということで悩んでいます。練馬区は予防措置をしっかりと取っていると思います。

会長                   ほかにいかがですか。

G 委員                   ここ2、3年の間、広徳寺は大きな木をたくさん切っていますが、広徳寺の中に指定された樹木はありますか。

みどり推進課長       広徳寺には、指定している樹木は多くあります。この保護樹木の中で伐採しているものはありません。

H 委員                   樹木医に定期的に見てもらっているということですが、解除は持ち主の申出からなのか、定期的に行っている樹木医の判断なのかを教えてください。

みどり推進課長       診断結果を所有者に渡して、腐朽が進んでいるため伐採したほうがよいのではないかと、区として話をしていますので、実際には所有者からの申出に基づいて、解除をするという手続になります。

H委員 樹木医の診断は、危険な木と判断するための樹木医の診断ではなく、生かすための診断もあるのですか。

みどり推進課長 状況にもよりますが、樹勢を回復していくために必要な措置として、どのようなことをしたらよいのかアドバイスをいただくこともあります。

腐朽に伴う伐採は、中の芯材がかなり腐朽していることから、倒壊の恐れがあるためです。

この木が何も無いところであれば、今後、土壌の回復や樹勢を回復することに伴い、形成層という周りの皮の部分が年輪とともに太くなっていくことによって、強くなっていくことはあります。

ただし、それは一つの可能性の話で、腐朽というのは一度進んでしまうと、止めることはなかなか難しい状況です。

そのような状況も踏まえ、樹木診断でアドバイスをしています。

会長 ほかにいかがですか。

G委員 指定樹木は 48 本あり、解除は 4 本ということだと、今後展望として、樹木は増えていく、いわゆる緑化は、より深くみどりが増えていく可能性が大きいという判断でよいですか。

みどり推進課長 練馬区のみどりは年々減ってきています。

保護樹木についても、区報での周知等、増やす努力はしていますが、総じて見ると、やはり減少の傾向にあります。

今回、新規指定が 48 本と非常に多かったのは、今年度から保護樹木の剪定費用を拡充したことによります。

指定の 20 番から 32 番で 13 本を新規に指定していましたが、もともと 50 本ぐらい指定をしていたマンションです。これまで保護樹木について、1 人の所有者がもらえる年間の額が 30 万円と決まっていたので、たくさん指定しても仕方がないと指定していなかったと聞いています。

今回の拡充に伴い、このようにたくさん所有している方については、年間で最大 100 万円まで補助するという

内容になったので、指定していただいた経過もあります。

剪定費の拡充を契機に、さらに周知等を行いながら、保護樹木を増やし、適切な剪定や管理を促しながら、練馬区に残されている樹木をしっかりと守っていきたいと考えています。

会長

それでは、次第の6、その他に移ります。  
何かありますか。

事務局

机に配付したリーフレット、ねりまの森こどもフェスタは、今年度から新たに始めている事業です。

区内の憩いの森や緑地では、各区民管理団体による樹木剪定や草刈り、森の魅力を伝えるイベントなどを行っています。

こうした取組を区民の皆様により知ってもらい、多くの方に参加いただくために、今年度から各区民管理団体が行う子ども向けのイベントを集約し、一体的に情報発信しています。

今回対象としているイベントは、各団体がそれぞれの森の特性や得意分野を生かして行う8か所、12件のイベントとなっています。既に4件のイベントが終了し、多くの子供たちの参加がありました。9月以降、残り8件のイベントが順次行われる予定です。

様々な森を回るきっかけとしてもらうため、スタンプラリーを実施しています。スタンプを集めた子供には、数に応じたオリジナルグッズをプレゼントし、大変喜ばれています。

今回のイベントをきっかけに、初めてこの森に来たという参加者も多く、区民管理団体からも例年よりたくさんの子供たちが参加してくれて、とてもうれしいといった声をいただいています。

こうした取組を通じて、森の魅力を広く周知し、より多くの人が練馬のみどりに興味を持ち参加するみどりのムーブメントの輪の拡大につなげたいと考えています。

これから開催するイベントもありますので、ぜひ皆様もお近くのイベントにお越しください。

C委員

すごくいいなと思います。最近VRなどが進んで、デ

デジタルで体験するものが世の中にある一方で、やはり物事の本質を知るのに、現場、現物、現実はすごく大事だと思います。

そのようなことを現場を通じて積極的に行い、しかも、子供をターゲットにするということは、初等教育の中でも、すごく大事なイベントだと思うので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

F 委員

このように、利活用や普及啓発で森の大事さを楽しみながら皆さんに知らせていくという機会は、すごく必要だと思います。

自治体では、なかなかできないこともあると思いますが、練馬区は、みどりのまちづくりセンターという中間支援の組織があることで、このようなことが実現できるのは、本当に区の強みだと思います。このような中間支援の取組が広がっていくとよいと思います。

会長

それでは、これをもちまして本日の案件は全て終了いたします。最後に、次回の日程について事務局からお願いします。

事務局

次回の緑化委員会の日程は、11月頃の開催を予定しています。詳しい日程については、決まり次第お知らせします。

会長

それでは、以上をもちまして第175回練馬区緑化委員会を閉会します。